

令和 2 年 度 事 業 計 画 書

社会福祉法人八戸市社会福祉事業団

目 次

1	法人・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	事務局管理課・・・・・・・・	3
3	在宅サービス課 居宅介護等事業・・・・・・・・	5
4	訪問入浴介護事業・・・・・・・・	9
5	居宅介護支援事業・・・・・・・・	13
6	障害福祉サービス事業・・・・・・・・	15
7	訪問入浴サービス事業・・・・・・・・	19
8	障害児入所施設うみねこ学園・・・・・・・・	23
9	短期入所事業・・・・・・・・	29
10	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業・・・・・・・・	31
11	指定放課後等デイサービスセンターうみねこ塾・・・・・・・・	33
12	障害者支援施設いちい寮・・・・・・・・	37
13	短期入所事業・・・・・・・・	43
14	共同生活援助事業・・・・・・・・	45
15	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業・・・・・・・・	49
16	日中一時支援事業・・・・・・・・	51
17	養護老人ホーム長生園・・・・・・・・	53
18	老人デイサービス事業・・・・・・・・	63
19	居宅介護支援事業・・・・・・・・	71
20	児童養護施設浩々学園・・・・・・・・	73
21	母子生活支援施設小菊荘・・・・・・・・	79

第2号議案

令和2年度 事業計画書

社会福祉法人八戸市社会福祉事業団

第2号議案

令和2年度事業計画について

別紙のとおり、令和元年度事業計画の承認を求める。

令和2年3月17日提出

理事長 高 島 司

理 由

定款第33条第1項の規定に基づき、令和2年度事業計画について承認を求めるためのものである。

目 次

1	法人・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	事務局管理課・・・・・・・・	3
3	在宅サービス課 居宅介護等事業・・・・・・・・	5
4	訪問入浴介護事業・・・・・・・・	9
5	居宅介護支援事業・・・・・・・・	1 3
6	障害福祉サービス事業・・・・・・・・	1 5
7	訪問入浴サービス事業・・・・・・・・	1 9
8	障害児入所施設うみねこ学園・・・・・・・・	2 3
9	短期入所事業・・・・・・・・	2 9
10	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業・・・・・・・・	3 1
11	指定放課後等デイサービスセンターうみねこ塾・・・・・・・・	3 3
12	障害者支援施設いちい寮・・・・・・・・	3 7
13	短期入所事業・・・・・・・・	4 3
14	共同生活援助事業・・・・・・・・	4 5
15	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業・・・・・・・・	4 9
16	日中一時支援事業・・・・・・・・	5 1
17	養護老人ホーム長生園・・・・・・・・	5 3
18	老人デイサービス事業・・・・・・・・	6 3
19	居宅介護支援事業・・・・・・・・	7 1
20	児童養護施設浩々学園・・・・・・・・	7 3
21	母子生活支援施設小菊荘・・・・・・・・	7 9

令和 2 年度事業計画

1 実施事業

① 第一種社会福祉事業

- ア 障害児入所施設 うみねこ学園
- イ 障害者支援施設 いちい寮
- ウ 養護老人ホーム 長生園
- エ 児童養護施設 浩々学園
- オ 母子生活支援施設 小菊荘

② 第二種社会福祉事業

- ア 老人居宅介護等事業（在宅サービス課）
- イ 障害福祉サービス事業（在宅サービス課、うみねこ学園、いちい寮）
- ウ 老人デイサービス事業（長生園）
- エ 指定特定相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
- オ 指定障害児相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
- カ 障害児通所支援事業（うみねこ塾）

③ 公益事業

- ア 訪問入浴介護事業（在宅サービス課）
- イ 居宅介護支援事業（在宅サービス課、長生園）
- ウ 訪問入浴サービス事業（在宅サービス課）
- エ 日中一時支援事業（いちい寮）

2 基本方針

社会福祉の専門性と情熱をもって誰もが生き活きと暮らせる心豊かな地域社会の創造を目指す。

3 法人運営

(1) 理事会

事業団の業務執行について審議決定するため、理事会を随時開催する。

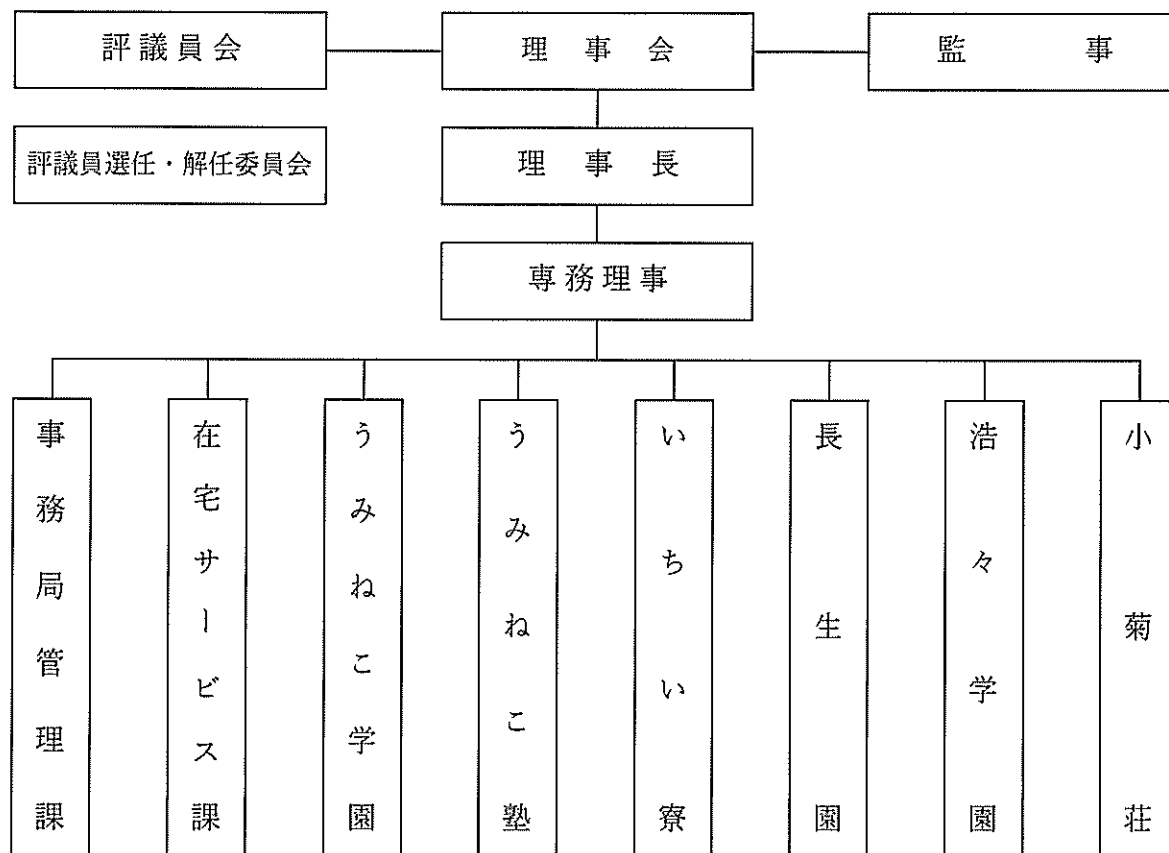
(2) 監事による監査会

理事の職務執行状況及び会計事務を監査する。

(3) 評議員会

法人運営に係る法人の重要事項について議決する機関として、理事及び監事の選任又は解任、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認等をするため、定時評議員会のほか、必要に応じて開催する。

4 組織



事務局管理課

〔所在地〕 八戸市根城八丁目8番155号 八戸市総合福祉会館4階

【2年度の重点目標・新規取組事項】

- 職員の意見を基に「理念」を改定し、新理念に基づいた実践の積み重ねによる事業の継続的な成長を目指す。
- 利用者のニーズに合った質の高いサービス提供及び質の高い人材の確保・育成のため、青森県介護サービス事業所認証評価制度の認証取得を目指す。
- 各施設等における実践成果を法人全体で共有し、支援方法の幅を広げ、多様なニーズに応じたサービスの提供を目指す。
- 福祉系大学等との連携を深めるとともにスキルアップ支援事業を拡充し、人材確保及び育成を図る。

1 業務

管理課は、法人本部としての機能を担うとともに、職員の人事・給与等の事務の他、関係機関・団体及び各施設間の連絡調整を行い、法人の円滑な事業運営に努める。主な業務は、以下のとおりである。

- ①事業計画の策定及び予算・決算に関すること
- ②理事会、監査会及び評議員会の開催及び定款、規程等の制定改廃に関すること
- ③施設長会議の開催（月1回）及び運営に関すること
 - ・収支状況及び重点目標等の実施状況確認
 - ・施設（課）間の連携を推進するための情報交換
- ④職員の研修及び福利厚生に関すること
 - ・キャリアアップの仕組み及び研修体系の整備
 - ・職員育成のための研修会実施
 - ・福利厚生の充実を図るための企画運営
- ⑤その他事業団の庶務に関すること

2 研修

月	研 修 内 容
4	新採用職員研修 中堅職員研修〔人事評価〕1回目
11～1	交換研修
12	中堅職員研修〔人事評価〕2回目
1	実践研修報告会
随時	事務員勉強会

居宅介護等事業

〔所管課〕	在宅サービス課
〔事業開始年月日〕	平成 12 年 4 月 1 日 指定訪問介護等事業
	平成 19 年 4 月 1 日 指定介護予防訪問介護事業
	平成 28 年 10 月 1 日 八戸市介護予防・日常生活支援総合事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう利用者の選択に基づき、多様なサービスを総合的に提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

【2年度の重点目標・新規取組事項】

- 災害時、緊急時の非常時持ち出し品リストやマップリストを完成させ、利用者及び職員全員で共有し、緊急時に備える。
- 利用者に対し、生活環境を整えることが感染症予防につながるということを理解してもらうための働きかけを行う。
- 居宅介護支援事業所への定期訪問を継続し、新規利用者の受け入れ可能な曜日や時間帯を伝え、利用者の増を目指す。

2 事業内容

在宅で生活している高齢者で要介護者、総合事業対象者に対して訪問介護計画書等に基づき、身体介護、生活援助等の日常生活に必要な支援を個別に訪問して実施する。

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、外出介助等

(2) 生活援助

調理、衣類洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、自立生活支援の見守りの援助、関係機関及び役所等への連絡等

(3) 生活等に関する相談、助言等

3 業務内容

- (1) 利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (2) サービスの開始に当たっては、契約書を取り交わす。
- (3) 居宅サービス計画と利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえた介護の目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問介護計画を作成し、利用者又はその家族に説明し、同意を得た上で利用者に交付する。
- (4) 訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を懇切丁寧に行う。

- (5) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族に対し適切な相談助言を行う。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な知識技術をもってサービスの提供に努める。
- (7) 関係機関との連絡調整を行う。

4 安全管理

- (1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。
- (2) 食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行う。

5 苦情への対応

苦情については、サービス提供責任者が事実関係を調査の上、管理者及びケアマネジャー等と対応策を協議し、解決に努める。また、対応結果を利用者や関係機関に速やかに報告する。

6 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

7 利用者負担の軽減

低所得者等に対する訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業も含む）に係る利用者負担額の軽減を実施する。

8 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	接遇とコミュニケーションについて
5	事故発生予防・再発防止・ヒヤリハット事例検討について
6	食中毒の発生防止について
7	日射病・熱中症について
8	緊急時の対応・救急処置について
9	認知症及び認知症ケアについて
10	プライバシー保護について
11	同行援護について（講義と実技）
12	感染症（インフルエンザ・ノロウイルス）について
1	人権擁護・虐待防止について
2	高齢者の栄養管理について
3	倫理及び法令遵守について
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

○外部研修

月	研 修 内 容	主 催 者	場 所	人数
年4回	八戸地域介護サービス協議会研修会	八戸地域介護サービス協議会	八戸市	4
7	訪問介護員中級者研修	青森県ホームヘルプ・連絡協議会	青森市	1
	安全運転管理者講習会	八戸地区安全運転管理者協会	八戸市	1
	認知症セミナー	八戸地域介護サービス協議会	八戸市	2
8	訪問介護員上級者研修	青森県ホームヘルプ・連絡協議会	青森市	1
	介護現場で働く人の介護技術講習	介護労働安定センター	八戸市	1
	青森県訪問介護適正実施研修	青森県老人福祉協会	青森市	1
9	雇用管理セミナー	介護労働安定センター	八戸市	1
	副安全運転管理者講習会	八戸地区安全運転管理者協会	八戸市	1
	介護サービス情報の公表制度	青森県社会福祉協議会	青森市	1
	「10の研修テーマ」に係る研修			
10	介護職のスキルアップコース	介護労働安定センター	八戸市	1
11	介護サービス事業者集団指導	八戸市介護保険課	八戸市	1
12	サービス提供責任者研修	青森県老人福祉協会	八戸市	3
1	介護技術レベルアップ研修会	青森県老人福祉協会	青森市	1
2	高齢者虐待防止研修	八戸市高齢福祉課	八戸市	1
合 計				21

9 業務体制

合 計	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
21	1	4	2	13	1

訪問入浴介護事業

〔所管課〕	在宅サービス課
〔事業開始年月日〕	平成 12 年 4 月 1 日 指定訪問入浴介護事業
	平成 18 年 10 月 1 日 八戸市地域生活支援事業 (訪問入浴サービス事業)
	平成 19 年 4 月 1 日 介護予防訪問入浴介護事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう利用者の選択に基づき、多様なサービスを総合的に提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

【2年度の重点目標・新規取組事項】

- 重度の利用者の増加に伴い、援助時間が長くなっていることから、タイムスタディを取り入れ、効率化を図るとともにチーム力の更なる向上を目指す。
- スタッフ間で確認が必要な作業を徹底し、事故防止に努める。
- 居宅介護支援事業所への定期訪問を継続し、新規利用者の受け入れ可能な曜日や時間帯を伝え、利用者の増を目指す。

2 事業内容

要介護認定を受けた要介護者、介護予防要支援者に対して、浴槽を提供し入浴介助を行う。

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、後片付け、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行う。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合、利用者の希望により清拭又は部分浴を行う。

3 業務内容

- (1) 利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (2) サービスの開始に当たっては、契約書を取り交わす。
- (3) 訪問調査を行い、訪問入浴援助計画を作成する。
- (4) 訪問入浴の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。
- (5) 介護技術の進歩に対応し、適切な知識技術をもってサービスの提供に努める。
- (6) 関係機関との連絡調整を行う。

4 安全管理

- (1) 入浴車輛の日常点検整備、定期点検整備により、不良個所の早期発見や適切な修繕等を実施し、安全管理に努める。
- (2) 感染症予防マニュアルに基づき、衛生管理を行う。
- (3) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。

5 苦情への対応

苦情については、サービス提供責任者が事実関係を調査の上、管理者、ケアマネージャー等と対応策を協議し、解決に努める。また、対応結果を利用者や関係機関に速やかに報告する。

6 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

7 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
毎月	個別介護計画の評価及び見直し検討 介護手順書の作成と見直し 利用者毎の留意事項について
4	ヒヤリハット検討による事故防止について
5	入浴介護の基本と倫理・法令等について
6	高齢者の心と体を理解することについて
7	在宅ケアと感染予防について
8	認知症ケアと接遇について
9	個人情報とプライバシー保護について
10	高齢者のスキンケアについて
11	褥瘡予防について
12	入浴時のリスクについて ベットメイキング技術について
1	緊急時対応について・衣服着脱介助について
2	体位・姿勢交換等について 排泄介助について
3	困難事例の検証・対応等について
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

○外部研修

月	研 修 内 容	主 催 者	場 所	人数
年 4 回	八戸地域介護サービス協議会研修会	八戸地域介護サービス協議会	八戸市	2
6	デベロレベルアップ講座	デベロ株式会社	盛岡市	1
合 計				3

8 業務体制

合 計	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
8	[1]	1	[2]	3	[1]

※[]は兼務

居宅介護支援事業

〔所管課〕 在宅サービス課

〔事業開始年月日〕 平成 12 年 4 月 1 日 指定居宅介護支援事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう利用者の選択に基づき、多様なサービスを総合的に提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

【2年度の重点目標・新規取組事項】

- 緊急時や災害時に起こりうるリスクを想定し、情報共有を行うため、担当者の不在時や災害、事故等の緊急時に対応できる体制を整える。
- 情報を共有し、担当ケアマネージャーの心的負担の軽減を図る。
- 地域ケア会議等へ積極的に参加し、地域課題について把握するとともに、困難ケース等への応用ができるようにする。

2 事業内容

- (1) 高齢者が在宅で自立した生活が送れるよう、介護者が在宅介護ができるように居宅サービス事業者及び関係機関、地域の社会資源の活用も含めた居宅サービス計画又は介護予防サービス支援計画の作成、介護保険の相談業務を行う。
- (2) 介護認定調査を実施する。

3 業務内容

- (1) 要介護認定の申請について必要な協力を行う。
- (2) 利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (3) サービスの開始に当たっては、契約書を取り交わす。
- (4) 利用者の状況の把握を行い、提供されるサービスが特定の事業者等に不当に偏することがないように公正中立に配慮し、居宅サービス計画又は介護予防サービス支援計画を作成する。また、利用者に説明するとともに実施状況を把握し、必要に応じ計画を変更する。
- (5) 要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当学会議の開催、担当者に対する照会等により、サービス計画の内容について担当者から意見を求める。
- (6) 指定居宅介護サービス事業者等関係機関との連携及び連絡調整を行う。
- (7) 全国一律の基準を用い心身の状況や生活環境等の把握に努め、要介護認定調査を行う。

4 安全管理

- (1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。
- (2) 利用者間の感染症の媒体とならないように、衛生管理に努める。

- (3) 個人情報については、法令に基づき、利用者や家族に対して利用目的を明確にして同意を得、使用に当たっては細心の注意を払い必要最低限の範囲で使用する。

5 苦情への対応

苦情については、担当が事実関係を調査の上、管理者等と対応策を協議し、解決に努める。また対応結果を利用者や関係機関へ速やかに報告する。

6 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

7 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	倫理及び法令遵守について
8	プライバシー保護について
12	認知症について
随時	外部研修の報告

○外部研修

月	研 修 内 容	主 催 者	場 所	人数
5	八戸地域介護サービス協議会研修会	八戸地域介護サービス協議会	八戸市	3
年1回	認定調査従事者現任研修会	八戸市	八戸市	3
年3回	包括的支援事業研修会	八戸市高齢福祉課	八戸市	3
年3回	介護支援専門員協議会研修会	八戸地域介護支援専門員協議会	八戸市	3
年3回	介護支援専門員協会研修会	青森県介護支援専門員協会八戸支部	八戸市	3
2	介護予防支援従事者研修会	青森県	青森市	3
合 計				18

8 業務体制

合 計	管理者	介護支援専門員
3	[1]	2

※[]は兼務

障害福祉サービス事業

〔所管課〕	在宅サービス課	
〔事業開始年月日〕	平成 15 年 4 月 1 日	障害福祉サービス事業
	平成 24 年 4 月 1 日	障害福祉サービス事業（同行援護）

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう利用者の選択に基づき、多様なサービスを総合的に提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

2 事業内容

八戸市より支給決定を受けた障害者と難病患者等に対し、障害者総合支援法の趣旨に従い、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身体介護、家事援助、同行援護等生活全般にわたる援助を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図る。

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、通院介助等

(2) 家事援助

調理、衣類洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関及び役所等への連絡等

(3) 同行援護

移動時、外出先での視覚的情報の支援、排泄介助、食事介助等

(4) 生活等に関する相談、助言等

3 業務内容

- (1) 利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (2) サービスの開始に当たっては、契約書を取り交わす。
- (3) 居宅サービス計画と利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、介護の目標及び当該目標を達成するための具体的サービス内容を記載した訪問介護計画を作成し、利用者又はその家族に説明し、同意を得た上で利用者に交付する。
- (4) 訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を懇切丁寧に行う。
- (5) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族に対し適切な相談助言を行う。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な知識技術をもって、サービスの提供に努める。
- (7) 関係機関との連絡調整を行う。

4 安全管理

- (1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。
- (2) 食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行う。

5 苦情への対応

苦情については、サービス提供責任者が事実関係を調査の上、管理者、苦情担当者と対策を協議し、解決に努める。また対応結果を利用者や関係機関に速やかに報告する。

6 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

7 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	接遇とコミュニケーションについて
5	事故発生予防・再発防止・ヒヤリハット事例検討について
6	食中毒の発生防止について
7	日射病・熱中症について
8	緊急時の対応・救急処置について
9	認知症及び認知症ケアについて
10	プライバシー保護について
11	同行援護について（講義と実技）
12	感染症（インフルエンザ・ノロウイルス）について
1	人権擁護・虐待防止について
2	高齢者の栄養管理について
3	倫理及び法令遵守について
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

○外部研修

月	研 修 内 容	主 催 者	場 所	人数
年4回	八戸地域介護サービス協議会研修会	八戸地域介護サービス協議会	八戸市	1
7	福祉サービス苦情解決関係者等研修会	青森県運営適正化委員会	青森市	1
2	障害福祉サービス従業者等集団指導	八戸市障害福祉課	八戸市	1
	障害者虐待防止権利擁護研修	青森県社会福祉協議会	青森市	1
合 計				4

8 業務体制

合 計	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
21	[1]	[4]	[2]	[13]	[1]

※[]は兼務

訪問入浴サービス事業（八戸市地域生活支援事業）

〔所管課〕	在宅サービス課	
〔事業開始年月日〕	平成 12 年 4 月 1 日	八戸市訪問入浴サービス事業
	平成 18 年 10 月 1 日	八戸市地域生活支援事業
	平成 19 年 4 月 1 日	訪問入浴サービス事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう利用者の選択に基づき、多様なサービスを総合的に提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

2 事業内容

歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある障害者（児）に対して、浴槽を提供し、入浴介助を行う。

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、後片付け、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行う。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合、利用者の希望により清拭又は部分浴を行う。

3 業務内容

- (1) 利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (2) サービスの開始に当たっては、契約書を取り交わす。
- (3) 訪問調査を行い、訪問入浴援助計画を作成する。
- (4) 訪問入浴の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。
- (5) 介護技術の進歩に対応し、適切な知識技術をもってサービスの提供に努める。
- (6) 関係機関との連絡調整を行う。

4 安全管理

- (1) 入浴車輛の日常点検整備、定期点検整備により、不良個所の早期発見や適切な修繕等を施し、安全管理に努める。
- (2) 感染症予防のマニュアルに基づき、衛生管理を行う。
- (3) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。

5 苦情への対応

苦情については、サービス提供責任者が事実関係を調査の上、管理者、苦情担当者と対応策を協議し、解決に努める。また対応結果を利用者や関係機関に速やかに報告する。

6 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

7 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
毎月	個別介護計画の評価及び見直し検討 介護手順書の作成と見直し 利用者毎の留意事項について
4	ヒヤリハット検討による事故防止について
5	入浴介護の基本と倫理・法令等について
6	高齢者の心と体を理解する
7	在宅ケアと感染予防について
8	認知症ケアと接遇について
9	個人情報とプライバシー保護について
10	高齢者のスキンケアについて
11	褥瘡予防について
12	入浴時のリスクについて ベットメイキング技術について
1	緊急時対応について 衣服着脱介助について
2	体位・姿勢交換等について 排泄介助について
3	困難事例の検証・対応等について
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

○外部研修

月	研 修 内 容	主 催 者	場 所	人数
5	八戸地域介護サービス協議会研修会	八戸地域介護サービス協議会	八戸市	1
11	デベロパワーアップ講座	デベロ株式会社	秋田市	1
合 計				2

8 業務体制

合 計	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
8	[1]	[1]	[2]	[3]	[1]

※[]は兼務

う み ね こ 学 園

〔施設の種類〕	障害児入所施設
〔入所定員〕	40 人
〔所在地〕	八戸市大字鮫町字小舟渡平 9 番 50
〔建設年月日〕	昭和 41 年 3 月 31 日（平成 20 年 3 月 31 日まで八戸市直営） 令和 2 年 3 月 31 日（移転改築）
〔事業開始年月日〕	平成 20 年 4 月 1 日（八戸市からの施設譲与による）
〔施設の概要〕	敷 地 8013.47 m ² 建 物 木造平屋建 延床面積 1715.30 m ²

1 事業運営の基本方針

- (1) 小規模グループケアを実施することで、利用者の意思及び人格をより尊重するとともに、障害の特性等を踏まえた療育や心理的ケアを行うことによって、きめ細やかな支援を提供する。
- (2) 自立生活訓練室を活用した自立生活体験をすることによって、特別支援学校卒業後に安定した職業生活を送ることができるような支援を提供する。
- (3) 八戸第二養護学校・八戸高等支援学校及び鮫地区との結びつきを重視した施設運営を行い、共生社会の実現に向けて地域住民との交流を深める。

【2年度の重点目標・新規取組事項】

- 大舎制から小規模グループケアに運営方法が転換するため、新たに発生する課題を明確にし、それを解決することにより、利用者が安定した生活ができるよう努めるとともに、これを記録することによりユニット型施設の運営方法を確立する。
- 特別支援学校を卒業する生徒が職場実習をする際に、自立生活訓練室での生活を体験させ、将来安定した職業生活が送れるよう支援する。
- 入所児童を鮫地区の地域行事へ積極的に参加させ、住民との交流を深めることにより、地域住民の当学園に対する理解を促し、共生社会の実現に努める。

2 利用者の処遇

(1) 給食管理

- ① ユニットごとに少人数で会話を楽しみながら食事をすることによって、利用者の情緒の安定を図り、利用者に対し安心な食事環境を提供する。
- ② IH（電磁誘導加熱）調理器を導入し、より安全な環境で給食を提供するとともに、厨房内の温度管理の適正化を図ることにより、衛生管理の向上に努める。
- ③ バランスのとれた栄養を確保するとともに、外部委託業者との連携を密にし、嗜好、残食等の状況を把握し、献立内容の充実を図る。
- ④ 行事、季節に応じた献立の作成を工夫するなど、適温で魅力ある食事の提供に努める。

- ⑤ 児童参加型の給食会議を毎月開催し、利用者一人ひとりの嗜好の把握と意見の反映に努める。

(2) 生活支援等

- ① 小規模グループケアを実施することで、利用者の意思や人格を尊重し、年齢や成長に合わせて、日常生活に必要な基本的生活習慣を身に付けられるよう支援する。
- ② 心理指導担当職員を配置し、必要に応じて心理検査及び面接を行い、利用者の情緒安定を図る。
- ③ 利用者一人ひとりの適性、能力等に応じた学習指導を行うとともに、県立八戸第二養護学校及び県立八戸高等支援学校との連絡会議等を通じ、連携を図ることにより、両学校の教育目標と整合性のある支援を行う。
- ④ 園内外の作業活動や職場実習等を通じ、社会生活に必要な知識や技術の習得を支援するとともに、利用者の適性、能力等に応じた職業選択を行い、地域において自立した生活を営むことが出来るよう職業指導及び必要な情報提供を行う。
- ⑤ 保護者面談や個別支援会議等をもとに、利用者一人ひとりに合わせた支援目標を設定し、随時、支援経過の評価を行うとともに、施設での支援の成果を家族に確認してもらうため、定期的に家庭実習を実施する。
- ⑥ 自立生活訓練室を特別支援学校の生徒等が職場実習中に利用することによって、自立生活を事前に体験し、安心安全な職業生活ができるよう助言・指導する。
- ⑦ 施設退所者が引き続き安定した生活を送ることができるよう、相談窓口を設置するとともに、職場及び家庭訪問を通じ、退所後の生活について助言、指導するなど、適切なアフターケアを行う。

3 健康管理

- (1) 利用者の健康状態を観察し、健康診断や諸検査を定期的実施するほか、嘱託医、学校、保護者等と連携をとりながら、感染症等の予防、疾病の早期発見、早期治療に努める。
- (2) 利用者に疾病等があった場合、速やかな治療に対応するため、地域の医療機関との連携に努める。
- (3) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、利用者に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努める。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応することで、円滑、円満な解決に努める。

(2) 虐待防止

利用者の人権を尊重し、虐待の未然防止に努める。万が一、虐待が発生した場合は迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するとともに、健全な支援に努めるよう改善を図る。

(3) 苦情解決委員会第三者委員及び虐待防止第三者委員

平 間 恵 美 (八戸市社会教育委員会)

松 井 敬 子 (八戸市東地区民生委員児童委員協議会会長)

石 藤 奈保子 (八戸市東地区民生委員児童委員協議会主任児童委員)

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価することにより、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図る。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署等の指導のもとに、施設独自の防災訓練を実施し、地区消防団等とも連携を図り、防災意識の向上に努める。
- (2) 利用者の無断外出や交通事故等を防止するため、利用者の状況把握や施設内外の巡視を十分に行い、地域住民とも連携を図りながら安全確保に努める。
- (3) 遊具の安全点検を十分行うとともに、正しい遊び方や使用方法について指導する。
- (4) 防犯用具等を定期的に点検するとともに、警察署等の指導のもとに、施設独自の不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努める。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受入れ

施設の行事を通じて、中学校、高等学校、大学等に広く働きかけるなど、ボランティアを積極的に受け入れる。

(2) 実習生の受入れ

積極的に実習生を受け入れ、専門職養成の一端を担う施設として地域に貢献する。

(3) 地域との交流・連携等

施設の行事に地域住民を招待するとともに、地域イベント等の活動に積極的に参加し、施設を理解して頂くとともに、地域に根ざした施設づくりに努める。

(4) 地域における公益的な取組

- ① 八戸市が指定した災害弱者が避難する福祉避難所の機能を地域住民に周知し、地域とともに防災対策に努める。また、職員を青森県災害福祉支援チームに登録し、大規模災害時に派遣できる体制を整える。
- ② 障害児への接し方等に悩む家族に対応するための相談窓口を設置するとともに、広報誌等を通じて、療育に関する情報提供を行う。

8 年間行事計画

○毎月行うもの

職員会議・業務会議・給食会議・子ども会議・避難訓練・誕生会・体重測定等

月	行 事 内 容	場 所
4	保護者個別面談 燕島まつり	園内 市内

5	内科検診	園内
6	高校3年生保護者説明会	園内
7	さめ浜まつり	市内
8	保護者個別面談 青森県障害者スポーツ大会	園内 青森市
10	さめ味覚まつり	市内
11	内科検診	園内
12	もちつき・クリスマス会	園内
1	初詣	市内
2	卒業・進級を祝う会	市内
3	ひなまつり	園内

※これまで実施してきた夏祭りについては、さめ浜まつり参加に変更する。

※これまで実施してきた文化祭については、さめ味覚祭りに参加し交流を深める。

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容	場 所
4	新任者研修、小規模グループケアに関する研修	園内
5～7	ペアレントトレーニングに関する研修	園内
6	普通救命救急講習会	園内
9	虐待防止に関する研修	園内
10	福祉サービスの利用に関する研修	園内
11	感染症対策に関する研修	園内
1	セクシャルハラスメントに関する研修	園内
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会	園内

○外部研修

月	研 修 内 容	場 所	人数
4	青森県知的障害者福祉協会・青森県知的障害児者生活サポート協会総会・部会協議会	青森市	1
5	障害児・者福祉施設新任職員研修 自閉症支援者セミナー（11月まで毎月）	青森市 八戸市	1 1
6	東北地区知的障害者福祉協会定時総会・施設長連絡会 社会福祉法人指導監査対策セミナー	いわき市 青森市	1 1
7	福祉職員キャリアパス対応生涯研修（初任者コース） 栄養・食育マネジメントセミナーⅠ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修） 甲種防火管理資格取得講習会 全国知的障害関係施設長等会議	青森市 青森市 八戸市 八戸市 東京都	1 1 1 1 1
8	社会福祉士実習指導者講習会 東北地区福祉フォーラム	青森市 仙台市	1 1

9	青森県知的障害者福祉協会人権倫理委員会研修会	青森市	1
	社会福祉施設看護職員研修	青森市	1
	青森県手をつなぐ育成会連合会セミナー	青森市	1
	福祉サービス苦情解決関係者等研修会	青森市	1
	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	青森市	1
10	相談支援従事者初任者研修（講義）	青森市	1
	青森県福祉オンブズマンネットワークセミナー	弘前市	1
	全国知的障害福祉関係職員研究大会	浜松市	1
	福祉職員キャリアパス対応生涯研修（中堅職員コース）	青森市	1
11	障害者虐待防止・権利擁護研修（基礎研修）	八戸市	1
	青森県栄養士会福祉職域研修会	青森市	1
	相談支援従事者初任者研修（演習）	青森市	1
	児童発達支援管理責任者研修（講義）	青森市	1
	福祉職員キャリアパス対応生涯研修（リーダーコース）	青森市	1
12	サービス管理責任者等研修（更新）	青森市	1
	児童発達支援管理責任者研修（演習）	青森市	1
	福祉職員キャリアパス対応生涯研修（管理職員コース）	青森市	1
	全国児童発達支援施設運営協議会	宇都宮市	1
1	サービス管理責任者等研修（基礎研修）	青森市	1
2	八戸市障がい児・者支援連絡協議会シンポジウム	八戸市	1
合 計			32

10 業務体制（定員 40 人）

○人員に関する配置基準

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条）

※厚生労働大臣が定める施設基準（平 24. 厚労告 269. 第 17 号）小規模グループケア

基準合計	施設長	管理責任者 児童発達支援	保育士 児童指導員	栄養士	嘱託医	職業指導員	心理指導担当職員
22	1	1	16	1	(1)	1	1

※職業指導員、心理指導担当職員については、職業指導、心理指導を行う場合に配置

○職員配置

配置合計	施設長	管理責任者 児童発達支援	保育士 児童指導員	職業指導員	心理指導員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医	指導員補助
34	1	1	17	1	1	1	1	1	(2)	8

※（ ）は嘱託

11 利用者の状況

（令和2年2月1日現在）

区分	幼児	小学部	中学部	高等部	利用者計
男		4 (1)	2 (0)	14 (7)	20 (8)
女			1 (0)	9 (3)	10 (3)
計		4 (1)	3 (0)	23 (10)	30 (11)

※（ ）は措置入所の数・内数

うみねこ学園短期入所事業

〔実施施設〕	障害児入所施設うみねこ学園
〔利用定員〕	2人
〔所在地〕	八戸市大字鮫町字小舟渡平9番50
〔事業開始年月日〕	平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 居宅において養育を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期間（原則月7日間）の入所を必要とする障害児等に対し、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の支援を提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

(1) 給食管理

利用者の栄養管理、健康状態及び嗜好を考慮した食事提供に努める。

(2) 生活支援等

- ① 入浴、食事、排泄その他個々の利用者の心身の状況に応じた適切なサービスを行う。
- ② 利用者及びその家族からの相談に適切に対応するとともに、必要な助言に努める。

3 健康管理

うみねこ学園に準じて健康管理を行う。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応することで、円滑、円満な解決に努める。

(2) 虐待防止

利用者の人権を尊重し、虐待の未然防止に努める。万が一、虐待が発生した場合は迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するとともに、健全な支援に努めるよう改善を図る。

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価し、改善すべき課題を明確にして、今後のサービスの質の向上を図る。

6 業務体制

うみねこ学園の業務体制でサービスを提供する。

うみねこ学園指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

〔実施施設〕 障害児入所施設うみねこ学園
 〔所在地〕 八戸市大字鮫町字小舟渡平 9 番 50
 〔事業開始年月日〕 平成 26 年 4 月 1 日

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談に応じ、支援を行う。
- (2) 相談支援事業の実施にあたっては、市町村、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連携を図るとともに、障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に配慮する。

2 事業の内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 継続的なモニタリング

3 苦情への対応及び虐待防止

うみねこ学園に準じて適切に対処する。

4 研修計画

○外部研修

月	研 修 内 容	場 所	人数
随時	八戸市障がい者相談支援事業者連絡会議	八戸市	1
合計			1

5 業務体制

○人員に関する配置基準

(指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の事業の人員及び運営に関する基準第3条及び第4条)

基準合計	管理者	相談支援専門員
2	1	1

○職員配置

配置合計	管理者	相談支援専門員
2	[1]	[1]

※[]は兼務

う み ね こ 塾

〔施設の種類〕	放課後等デイサービス
〔利用定員〕	10 人
〔所在地〕	八戸市大字松館字水野平 20 番地 5
〔建設年月日〕	昭和 41 年 3 月 31 日
〔事業開始年月日〕	令和 2 年 4 月 1 日
〔施設の概要〕	敷 地 23,238.42 m ² 建 物 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 427.08 m ² 付属建物 物置ほか 189.64 m ²

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者の生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、利用者の身体及び精神状況並びに環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (3) 放課後等デイサービス計画に基づき、利用者の心身の状況に応じて支援を適切に行う。
- (4) 地域、家庭、八戸第二養護学校をはじめとする教育機関との結びつきを重視した運営を行い、利用者に係る相談支援事業者を通して関係機関との連携に努める。

【2年度の重点目標・新規取組事項】

- 相談支援事業所、八戸第二養護学校をはじめとする関係機関との連携を密に行い、当事業所への理解を進める。
- 家庭・教育・福祉の連携である「トライアングルプロジェクト」に基づき、三者の情報共有と連携を強化し、障害のある児童と家族に活力が生まれるよう、個別支援計画を活用した切れ目のない支援、保護者への相談支援に努める。
- 支援プログラムの実行と検証を随時行うことで、児童、保護者のニーズに即した支援の確立に努めると共に、職員への周知徹底を図る。

2 利用者の処遇

(1) 給食管理

外部委託業者との連携を密にし、長期休暇中の利用者に対し安心、安全な食事を提供する。

(2) 生活支援等

- ① 利用者一人ひとりの人格を尊重し、個性や成長に合わせて、日常生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援する。
- ② 利用者一人ひとりの適性、能力等に応じた学習指導・生活指導を行うとともに、八戸第二養護学校をはじめとする関係機関との支援会議等を通じ、連携を図ることにより、

学校の教育目標・指導方針と整合性のある支援を行う。

- ③ 作業活動や運動訓練を通じ、社会生活・作業に必要な体力や技術の習得を支援するとともに、利用者の適性、能力等に応じた職業選択につながるよう支援する。
- ④ 保護者面談や個別支援会議等をもとに、利用者一人ひとりのニーズに合わせた支援計画を設定し、随時支援経過の評価を行うとともに、事業所での支援の成果を家族、相談支援事業者と共有する。

3 健康管理

- (1) 利用者の健康状態を観察し、協力医療機関、学校、保護者等と連携をとりながら、感染症等の予防、疾病の早期発見、早期治療に努める。
- (2) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、利用者に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努める。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応することで、円滑、円満な解決に努める。

(2) 虐待防止

利用者の人権を尊重し、虐待の未然防止に努める。万が一、虐待が発生した場合は迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するとともに、健全な支援に努めるよう改善を図る。

(3) 苦情解決委員会第三者委員及び虐待防止第三者委員

平 間 恵 美 （八戸市社会教育委員会）

松 井 敬 子 （八戸市東地区民生委員児童委員協議会会長）

石 藤 奈保子 （八戸市東地区民生委員児童委員協議会主任児童委員）

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価し、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図る。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署等の指導のもとに、事業所独自及びいちい寮との合同防災訓練を実施し、防災意識の向上に努める。
- (2) 利用者の無断外出や交通事故等を防止するため、利用者の状況把握や施設内外の巡視を十分に行い、安全確保に努める。
- (3) 遊具の安全点検を十分行うとともに、正しい遊び方や使用方法について指導する。
- (4) 防犯用具等を定期的に点検するとともに、警察署等の指導のもとに、施設独自及びいちい寮との合同不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努める。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) 地域との交流・連携等

地域イベント等の活動に積極的に参加し、地域に根ざした施設づくりに努める。

(2) 地域における公益的な取組

障害児への接し方等に悩む家族に対応するための相談窓口を設置するとともに、広報誌や面談等を通じて、療育に関する情報提供を行う。

8 年間行事計画

○毎月行うもの 職員会議・業務会議

月	行 事 内 容	場 所
4	保護者面談・個別支援会議	園内
7	避難訓練	園内
9	保護者面談・個別支援会議	園内
11	避難訓練	園内
2	避難訓練	園内
3	個別支援会議	園内

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容	場 所
4	新任者研修	園内
5	アセスメントに関する研修	園内
6	虐待防止に関する研修	園内
11	感染症対策に関する研修	園内
1	ハラスメントに関する研修	園内
随時	外部研修参加者による復命研修	園内

○外部研修

月	研 修 内 容	場 所	人数
4	青森県知的障害者福祉協会総会	青森市	1
	決算実務セミナー	青森市	1
5	自閉症支援者セミナー（11月まで毎月）	八戸市	1
6	就学事務研究協議会	青森市	1
	社会福祉施設職員経理研修	青森市	1
	甲種防火管理資格取得講習会	八戸市	1
7	指導監査対策セミナー	八戸市	1
	産業保健関係者研修会（メンタルヘルス）	八戸市	1
8	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	八戸市	1
10	相談支援従事者初任者研修（講義） ※管理者	青森市	1
11	相談支援従事者初任者研修（演習） ※管理者	青森市	1

12	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	青森市	1
1	児童発達支援管理責任者研修 ※管理者	青森市	1
2	全国児童発達支援協議会施設管理者研修 指定障害福祉サービス事業者等集団指導	横浜市	1
		八戸市	1
合 計			15

10 業務体制（定員 10 人）

○人員に関する配置基準

基準合計	管理者	児童発達支援 管理責任者	保育士 児童指導員
4	1	1	2

○職員配置

配置合計	管理者	児童発達支援 管理責任者	保育士 児童指導員	事務員
5	1	1	2	1

11 利用者の状況

（令和2年2月1日現在）

区分	幼児	小学部	中学部	高等部	児童計	その他	利用者計
男							
女							
計							

※新規事業のため、実績なし。